

岩手県告示第433号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定医療機関が診療所又は薬局を廃止した旨次のとおり届出があった。

平成23年7月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
小野寺医院	宮古市大通一丁目2番5号	平成23年3月31日
いとう内科医院	奥州市水沢区羽田町駅南一丁目145番地2	平成23年4月24日
福岡調剤薬局	二戸市堀野字大川原毛112番地2	平成23年4月30日
有限会社菊屋中央薬局	花巻市石鳥谷町好地第16地割113番地	平成23年5月16日